

令和7年度 第1回 埼玉支部評議会 議事概要

開 催 日	令和7年5月27日（火）10:00～11:10
出席評議員	秋葉評議員、安藤評議員、桑原評議員、小泉評議員、甲原評議員、小林評議員、高場評議員、中川評議員（五十音順） ※町田評議員は欠席
開 催 場 所	全国健康保険協会埼玉支部 大会議室 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター（JACK 大宮）17 階
議 題	<p>【報告事項】</p> <p>①2025(令和7)年度保険料率について</p> <p>②2024(令和6)年度埼玉支部事業計画実施状況について</p> <p>③2023(令和5)年度埼玉支部医療費・健診分析結果について</p> <p>④健診体系の見直しについて</p> <p>⑤その他報告事項について</p>

議 事 概 要	
	<p>評議員からの意見、質問及びそれらに対する事務局からの回答は以下のとおり。</p> <p>① <u>2025(令和7)年度保険料率について(報告事項)</u> (学識経験者) 都道府県ごとの保険料率の差は、拡大傾向となっているのか。また、運営委員会では、この件についてどのような問題意識を持っているのか。</p> <p>(事務局) 都道府県ごとの保険料率の差については、インセンティブや精算等を除外した医療費の地域差のみが反映されたもので見ると、最高料率と最低料率の差やバラつきを表す指標の標準偏差は、直近10年は同水準で推移していると認識している。運営委員会では、保険料率の差が拡大するのは如何なものかとの意見が出ていたと記憶している。いずれにしても保険料率の差が拡大しないようするための議論は取り組んでいくべきと考え、準備金のあり方については運営委員会で委員の皆様からご意見をいただいていると認識している。</p> <p>② <u>2024(令和6)年度埼玉支部事業計画実施状況について(報告事項)</u> (学識経験者) 現金給付申請等は、将来的にWEBで行えるようになることを検討しているのか。</p> <p>(事務局) 来年1月より電子申請を始める予定であり、ほぼすべての申請が電子で行えるようになる。電子申請の利用率を当初から100%にすることは難しいが、徐々に増加していくと思っている。紙の申請では、文</p>

字を電子化する作業があったが、その部分が事務効率化される。

(学識経験者)

電子申請の利用率を向上させるためには、広報を十分に行っていないとなかなか進まないと思われる。申請が簡単であることの広報や申請方法の実演会などを行うのがよいと思う。

③ 2023(令和)5 年度埼玉支部医療費・健診分析結果について(報告事項)

(学識経験者)

山形県が突出して特定健診の受診率が高いが、なにか特別な要因があるのか。

(事務局)

特徴的な点では、山形は大きい健診機関が各地域の拠点にあり、各地域で需要と供給のバランスがよく満たされていることが要因の一つと思われる。健診受診率は地方が高く、都市部は低い傾向にある。

(学識経験者)

それに関連して、地方など平均年齢が高い都道府県のほうが健康の意識が高く、都市部に比べると健診受診率が高くなると考えられる。年齢要因を加味すると、もう少し要因をはっきりさせることができるのではないかと感じる。

(事業主代表)

資料 5 ページの事業所規模別加入者数の規模数の分け方について、2 人、5 人、20 人など刻み方が異なり違和感がある。また、表は棒グラフではなく円グラフのほうがわかりやすい。資料の表示方法の工夫をしていただきたい。

(学識経験者)

協会が保有している様々なデータの分析結果を、健診体系の見直しや将来の企画立案につなげていくなど、どのように生かしていこうと考えているのか。

(事務局)

本部から提供された情報系システムや分析ツールを活用し、各種協議会等で情報発信をしていきたいと考えている。分析担当職員の育成が課題となっている。

④ 健診体系の見直しについて(報告事項)

(被保険者代表)

埼玉県内のトラック運送事業所数は多く、健康診断は勤務時間中に健診機関の施設で受診していることが多いと思われる。そのため、健診当日に特定保健指導も実施すれば、特定保健指導の実施率向上につながると思われる。併せて、事業主への特定保健指導に対する意識向上を図ることも必要と考える。

(学識経験者)

特定保健指導をスマホなどの WEB で受けることはできないのか。できるのであれば、WEB による特定保健指導に関する広報を行っていくことは重要だと考える。

(事務局)

WEB による特定保健指導は可能。ただし、日中の時間帯のみの対応となり、深夜の面談希望は対応が難しいが、通常の時間帯であれば対応可能。

⑤ その他報告事項について(報告事項)

(事務局)

- ・既存加入者に対する資格確認書の職権発行について
- ・健康保険システム更改等による効果について
- ・2025(令和7)年度調査研究フォーラムの開催について

(学識経験者)

資格確認書を送付した際、登録住所と現在住んでいる住所が異なる場合等に混乱が起きないか。

(事務局)

住所相違で未着となった場合は、後日事業所宛に送付する予定となっている。なお、資格確認書の職権発行の対応方法は、保険者ごとに異なると聞いている。

(学識経験者)

家族の中で保険者が違う場合、資格確認書が届いたり届かなかったりと混乱が起きることが想定される。資格確認書の職権発行について、新しい情報が入り次第、評議会等を通じてアップデートしていただきたい。

特記事項

- ・次回は、令和7年7月15日開催予定